

九段監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 26 年 7 月 11 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、九段監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

九段監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人は、採算管理を明確にするため支部制を採用しており、採算管理、社員の報酬の決定及び監査チームの編成等を支部単位で行っている状況において、理事長が監査法人として一体的な業務運営を行う措置を講じていないことから、当該監査法人においては、他の支部の業務運営には関与しない風土が醸成されている。
また、監査の品質管理においても、このような風土を背景に品質管理担当責任者が監査法人として一体的に監査の品質の向上に取り組む態勢を構築していないことから、監査契約の更新時における被監査会社の適切なリスク評価や監査実施者の選任における社員の能力等を考慮した監査チームの編成、業務執行社員による適切な監査調書の査閲が行われていない監査業務がみられるなど、品質管理のシステムに広範に不備が認められる。
このように、当該監査法人は品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不適切である。
2. 監査業務の実施については、監査チームが、企業及び企業環境を適切に理解しておらず、リスク評価及びリスク対応手続の立案に十分な時間をかけていないことから、特別な検討を必要とするリスクに対する監査手続を十分に実施していない監査業務が広範にみられる。さらに、不正による虚偽表示又はその兆候が窺われるにもかかわらず、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、懐疑心を保持していないことから、監査の基準に準拠した監査手続を実施していない監査業務も認められる。
3. 監査業務に係る審査については、審査担当者が、不正による虚偽表示又はその兆候が窺われるにもかかわらず、批判的な観点から審査を行っていないことから、監査チームから提示された被監査会社の会計処理に関する検討事項について、監査チームの実施した監査手続が不適切かつ不十分であることを指摘できていないなど、実質的な審査を行っていない監査業務が認められ、審査態勢は著しく不適切である。

4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、理事長及び品質管理担当責任者が、指摘事項に関連する事項と同様の問題点が他の監査業務にも生じていないかを網羅的に検証しておらず、また、指摘事項の発生原因を十分に検討せずに、指摘事項をそのままチェックリストに記載している。このため、監査チーム等による改善状況の確認が形式的となっており、企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示リスクの評価等について、改善が不十分な事項が認められ、改善に向けた取組状況は不十分である。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2474)